

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、医療機関を設置する者が行う臨床調査個人票のオンライン登録に向けたシステム環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、感染症予防事業費等国庫負担（補助）事業実施要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知別紙）、難病特別対策推進事業実施要綱（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知別紙）、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 浜松市内において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。
- (2) 臨床調査個人票 難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定される診断書をいう。
- (3) オンライン登録 医療機関における院内システムから臨床調査個人票等のファイルを出力し、USB等の媒体又は安全なネットワークを介してインターネットに接続している端末にコピーし、指定難病患者データベースにアップロードする又はブラウザを使用して直接入力を行うことで指定医が情報登録することをいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(以下「補助事業者」という。)

- (1) 前条第1号に掲げる医療機関を設置する者であること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、医療機関を設置する者が行う臨床調査個人票のオンライン登録に向けたシステム環境整備に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (5) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (6) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、医療機関を設置する者が行うオンライン登録に向けたシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1件当たり50千円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該事業を実施する前において市長が定める時期までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 経費の積算根拠が分かる書類（見積書、カタログ等の写し）
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第3号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付決定および通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものと

する。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (10) 第16条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める条件

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、第8条第1項の決定を受けた補助事業の内容若しくは経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、次の各号に掲げる場合に於いて、当該各号の書類により行わなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 補助金変更承認申請書（第6号様式）、収支予算書（第2号様式）及び経費の積算根拠が分かる書類（見積書、カタログ等の写し）
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助金中止（廃止）承認申請書（第7号様式）

3 市長は、第1項の規定による承認の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し補助金変更交付決定通知書（第8号様式）又は補助金中止

(廃止) 承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（第11号様式）

(2) 支出経費の根拠が分かる書類（契約書、納品書、領収書等の写し）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の補助金確定通知書の交付を受けた者は、市長が定める時期までに、請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第14号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第17条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

第 1 号様式

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

代表者の氏名

又は名称

生年月日

(署名又は記名押印)

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金を交付されたく次のとおり申請します。

補助金名称	浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金
対象経費の内容	
補助事業の完了予定日	
補助対象経費	円
交付申請額及び算定方法	円
その算定方法	補助対象経費又は補助限度額×1／2
添付書類	1 収支予算書（第2号様式） 2 経費の積算根拠が分かる書類（見積書、カタログ等の写し） 3 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第3号様式）

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱第3条第1項第2号の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

【交付申請に係る事務担当者および連絡先】

担当者名	
連絡先	T E L : E - mail :

第2号様式

収 支 予 算 書

収 入	項 目	予 算 額	積算の内訳
	合 計		

支 出	項 目	予 算 額	積算の内訳
	合 計		

市民税・県民税特別徴収未実施理由書 (健康増進課 臨床調査個人票電子化等推進事業 補助金申請用)						
(あて先) 浜松市長			年 月 日 提出			
申請者		住所又は所在地				
		氏名又は名称				
		代表者職氏名 (署名又は記名押印)				
		連絡先担当者 (氏名)		(電話)		
当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。 なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。						
記						
在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由		対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
	1	給与が少なく税額が引けない				
	2	給与の支払が不定期				
	3	乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
	4	事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
	5	上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下				
6	その他 ()					
所管課記入欄				担当者名	電話番号	
上記記載内容について確認をお願いします。						
市民税課確認欄				担当者名	電話番号	
上記記載内容に誤りはありません。						

浜松市指令健康第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金について、次のとおり条件を付して交付の決定をしたので通知します。

金 額					円
-----	--	--	--	--	---

条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (10) 第16条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

第5号様式

浜 松 市 指 令 健 健 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金
については、下記の理由により不交付の決定をしたので通知します。

記

理 由

第 6 号様式

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
代表者の氏名
又は名称

(署名又は記名押印)

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により補助金の交付決定を受けた事業について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

補助金名称	浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金
変更の内容	
補助事業の完了予定日	
補助対象経費	円
交付申請額及び算定方法 その算定方法	円 補助対象経費又は補助限度額×1／2
添付書類	1 収支予算書（第2号様式） 2 経費の積算根拠が分かる書類（見積書、カタログ等の写し）

【変更承認申請に係る事務担当者および連絡先】

担当者名	
連絡先	TEL : E - mail :

第7号様式

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
代表者の氏名
又は名称

（署名又は記名押印）

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により補助金の交付決定を受けた事業について中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）しようとする年月日

浜 松 市 指 令 健 健 第

年 月 日

号

様

浜松市長

印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により補助金の交付決定したことにつ
いて、下記のとおり変更交付の決定をしたので通知します。

記

1 変更交付決定金額

金 額					円
-------	--	--	--	--	---

2 理 由

第 9 号様式

浜松市指令健健第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により補助金の交付決定したことについて、中止（廃止）の承認をしたので通知します。

第 10 号様式

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
代表者の氏名
又は名称

(署名又は記名押印)

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により交付決定を受けた補助事業が完了したので、浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱第 13 条の規定より、次のとおり報告します。

補助金名称	浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金
補助事業の完了日	
補助金交付決定額	円
補助確定額及び算定方法 その算定方法	円 補助対象経費又は補助限度額×1／2
添付書類	1 収支決算書（第 11 号様式） 2 経費の積算根拠が分かる書類（契約書、納品書、領収書等の写し）

【実績報告書に係る事務担当者および連絡先】

担当者名	
連絡先	T E L : E - mail :

第 11 号様式

収 支 決 算 書

収 入	項 目	決 算 額	積算の内訳
	合 計		

支 出	項 目	決 算 額	積算の内訳
	合 計		

浜 健 健 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

金 額					円
-----	--	--	--	--	---

第 13 号様式

請 求 書

金 円

年 月 日付浜健健第 号により補助金交付の確定を受けた浜松市臨床調査個人票
電子化等推進事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
代表者の氏名
又は名称

(口座名義人) カナ氏名			
口座振替先 金融機関名	銀行 本店 信用金庫 営業部 労働金庫 支店 農協 支所 出張所		
口座種別	普通・当座	口座番号	

第 14 号様式

浜 松 市 指 令 健 健 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令健健第 号により補助金の交付決定したことについて、浜松市臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定により、下記のとおり交付決定を取消し、補助金の返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる理由
- 2 返還を命ずる額

金 額					円
-----	--	--	--	--	---

- 3 交付金額 金 円
- 4 交付年月日 年 月 日
- 5 返還期限 年 月 日